

大阪府立江之子島文化芸術創造センターと
大阪府 20 世紀美術コレクションの活用に関する
サウンディング型市場調査

実施要領

令和 2 年 6 月

大阪府 府民文化部

1 概要

(1) 調査の名称

「大阪府立江之子島文化芸術創造センターと
大阪府 20 世紀美術コレクションの活用に関するサウンディング型市場調査」

(2) 調査の背景・趣旨

大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）は、第 4 次大阪府文化振興計画（平成 28 年 11 月）において、「社会のための文化」を創出する施設として、従来の文化振興施策に加えて、教育、福祉、まちづくり等のあらゆる施策分野における課題について、クリエイター等や行政、企業、NPO 等が対等な立場で交流・対話を行い、協働して、その解決に文化・芸術を活用する手法を普及啓発し、府内に広める拠点として位置付けられています。開館からまもなく 10 年の節目を迎え、enoco はこれまで求められてきたそれらの役割を一定果たし、今後は更なる発展が望まれています。

また一方で、府が所蔵する美術コレクションの管理・活用についても enoco の指定管理業務において実施しているところですが、今後、更なる利活用を図るためには、施設のキャパシティや抱える事情も踏まえ、その手法等について抜本的に見直す必要があります。

(3) 調査の目的

本調査は、現状を踏まえた今後の方向性、質の高い管理運営、施設の特性を活かした事業展開等について、民間事業者等からの意見や提案、利用者のニーズを聞き取り、次期指定管理者の公募に向けた検討を進めるため行うもので、施設の魅力向上と府民サービスの一層の向上を目的とします。

今後の enoco における事業等を検討するにあたり、検討の早い段階での民間事業者等との対話を通じ、施設の利活用の方向性、市場性の有無、市場性の確保に向けたアイデアを得ることにより幅広い検討を可能とするものです。

2 施設及び大阪府 20 世紀美術コレクションの概要等

(1) 施設名称

大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）

(2) 施設所在地等

住所：大阪市西区江之子島 2 丁目 1 番 34 号

電話：06-6441-8050

HP：http://www.enokojima-art.jp

(3) 施設開設日

平成 24 年 4 月 1 日

(4) 施設の設置目的と主な役割等

大阪府立江之子島文化芸術創造センター(enoco)とは、センター条例第1条に基づき、文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資するための施設として、第2条に規定する様々な事業を実施するための目的施設です。

「アーティストやクリエイター・府民・行政・企業・大学等が交流・連携・協働する拠点」をめざし、「大阪府20世紀美術コレクション」を活用した現代美術の振興の他、文化芸術分野の情報発信や担い手の育成、施設を活用した交流・活動場所の提供等を主な役割とし、大阪の文化活動を総合的にサポートしていくことで、文化芸術の創造及び振興を推進していきます。詳しくは[参考資料1](#)をご覧ください。

(5) 施設の構造・規模

鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階、搭屋2階

敷地面積：1866.50 m²

建築面積：668.48 m²

延床面積：2943.57 m²

(6) 施設区分・内容

施設については、次の領域に区分されます。

◇指定管理者が管理、使用するスペース

<執務室>

・事務室、スタッフルーム：2階、1階、地下1階

<貸館施設>

・多目的ルーム(1～3) 4階

・多目的ルーム(7～12) 2階

・多目的ルーム(4) 1階

・多目的ルーム(5・6) 地下1階

<収蔵庫>

・収蔵庫 3階、1階

<交流・活動の場所>

・フリースペース、サンクンガーデン 地下1階

・ライブラリー兼休憩室 4階

<その他>

・給湯室、廊下、トイレ、倉庫 等

◇府が使用するスペース

≪府の執務室(府市文化振興会議事務等)≫

➢公の施設部分以外になりますが、建物の一体性・効率性の観点から維持保全業務を指定管理者に委ねます。

◇府が指定管理者以外の第三者に使用させるスペース

≪自動販売機≫

(府が行政財産の目的外使用許可を行うスペース)

➢清掃(日常清掃業務を除く)及び警備については、指定管理者の業務とします。ただし、使用に伴う日常的な管理は自動販売機の設置事業者が行います。設置事業者が使用する電気代の光熱水費については、設置事業者が指定管理者にその経費を支払うものとします。

(7) 施設に附属する設備

設備は、府が指定管理者に無償で使用させるものとしますが、使用に伴って発生する費用については、指定管理者の負担とします。

指定管理者の負担で新たな設備を調達した場合は、指定管理期間終了後に撤去等原状回復していただくか、府と協議の上、府に無償で譲渡していただきます。

(8) 施設の開館時間及び休館日

<開館時間>

- ・ enoco の開館時間：10時から21時まで
- 多目的ルーム（1～4）利用時間：10時から20時（日曜日のみ16時）まで

<休館日>

- ・ 月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(9) 施設利用料金について

地方自治法第244条の2に規定する利用料金制を導入しています。利用料金の額は、指定管理者がセンター条例第12条で定める金額の範囲内で定めるものとします。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について府の承認を受ける必要があります。額を変更する場合も同様です。

(10) 大阪府20世紀美術コレクションの概要

大阪府は「大阪府20世紀美術コレクション」として、現代美術作品を約7,900点所蔵しています。現在、作品は主に大阪府立江之子島文化芸術創造センター(enoco)と大阪府咲洲庁舎にて収蔵保管しています。作品群は貴重な府民の財産であることから、できる限り多くの府民に鑑賞機会を提供しなければなりません。一方で貴重であるが故、その管理等については慎重を期し、将来に承継していく必要があります。なお、現在は、作品の収集は行っておりません。

※作品の一覧については資料6にてご確認ください。

(11) 現指定管理者の管理運営の状況

指定管理期間：平成29年度～令和3年度

指定管理者：長谷エココミュニティ・E-DESIGNプラットフォームグループ

利用状況（令和元年度）

- ・ 来館者数：131,829人
- ・ 貸館利用率：展示室平均／41.6%
- その他多目的ルーム平均／57.2%

- ・ 貸館来場者数：41,707人
- ・ 大阪府20世紀美術コレクション活用点数：延べ1,015点

※開館当初からの推移については、資料7をご覧ください。

※現指定管理者による各種事業の実施状況とその評価(★)、収支等については、資料8から資料10をご確認ください。

★大阪府では、指定管理者制度を導入している公の施設について、指定管理者の業務の実施状況等に関する評価を行うこととしており、その際、施設ごとに設置する指定管理者評価委員会の意見を聴くこととしています。

(12) 大阪府が抱える主な課題について

ア 施設の認知度

大阪府では、府民のニーズや、各施策や事業の課題把握のため、民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケートを実施しています。平成30年度及び令和元年度に実施した「第4次大阪府文化振興計画」に関するアンケートにおいて、「大阪府立江之子島文化芸術創造センター(enoco)」の認知度は以下のとおりであり、他の府有施設等と比較しても非常に低い値となっています。多くの府民から愛され、頼られる文化施設となるよう、この認知度を向上させる必要があります。

- ・平成30年度調査結果(平成31年3月実施): 11.1%
- ・令和元年度調査結果(令和2年2月実施): 10.5%

※いずれもサンプル数は18歳以上の府民1,000人

イ 大阪府20世紀美術コレクションの活用

大阪府にはかつて、現代美術に関する理解促進と文化情報の発信機能の充実・強化を目的に、その中核施設となる「現代芸術文化センター」を設置する構想がありましたが、財政再建の検討の中で、既に構想は廃止されています。将来にわたり、いわゆる「美術館」の設置が難しい状況下で、約7,900点にも及ぶ作品をどのように活用していくのか、これまでの発想にとらわれない新たな方策の検討が必要です。

※enocoは博物館法により規定される登録博物館や博物館に相当する施設(博物館相当施設)ではありません。

3 サウンディング型市場調査の実施概要

(1) 求める提案の内容

「多様な府民ニーズへの対応」及び「新たな施設の魅力創出」を実現するための提案を求めます。具体的には主に以下の項目について、前述の「2 施設及び大阪府20世紀美術コレクションの概要等」を踏まえ、これまでの概念等にとらわれない新たな発想でご意見・ご提案をお願いします。自らが事業実施主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお聞かせください。

《意見・提案を求める具体的な項目》

- ◆府立の文化施設としての府民等から求められるenocoの姿について(「2(4)施設の設置目的と主な役割等」で府からお示した内容への追加等)
- ◆施設規模等を加味し、enocoが提供でき得るサービスの可能性について
うち、収入確保に資する取組み・アイデアについては、具体的にお聞かせください。
- ◆enocoの認知度向上に向けた取組みについて
- ◆大阪府20世紀美術コレクションの更なる活用方策や今後の新たな展開について

(2) 対象者

enocoの管理運営等に関し、提案・助言を希望する民間事業者・NPO法人等

(3) 実施要領等の配布

「大阪府立江之子島文化芸術創造センター募集と大阪府 20 世紀美術コレクションの活用に関するサウンディング型市場調査実施要領（資料を含む）」については、文化課のホームページからダウンロードいただくことができます。文化課や enoco での配布は致しません。

- ・配布期間：令和 2 年 6 月 19 日（金曜日）から 7 月 22 日（水曜日）

(4) 質疑

本件に関して質問があれば、質問シート（様式 1）を E-mail で送付してください。電話、FAX、来訪による質問の受付は行いません。

- ・E-mail 送付先：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課
(bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)
- ・質問の受付期間：令和 2 年 6 月 19 日（金曜日）～ 7 月 3 日（金曜日）
- ・質問に対する回答：令和 2 年 7 月 10 日（金曜日）に、文化課のホームページに掲載予定。また、「(5) 事前説明会・現地見学会」にて質疑及び回答について、資料を配布します。
- ・その他：メールの件名は「【質問票送付】enoco サウンディング調査」としてください。
なお、応募に関係がないと思われる質問など、質問内容によっては回答しかねる場合がありますので、ご了承ください。

(5) 事前説明会・現地見学会

現地にて、本調査の内容や施設概要の説明会及び施設の見学会を開催します。ただし、説明会に参加していない法人等であってもサウンディング調査にはご応募いただけます。

- ・開催日：令和 2 年 7 月 10 日（金曜日） 13 時から 15 時まで（予定）
- ・開催場所：大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）
- ・参加申込：事前説明会・現地見学会申込シート（様式 2）に必要事項を記入の上、7 月 3 日（金曜日）までに E-mail で送付してください。申込みのあった法人等には、説明会の詳細について、お知らせします。
- ・E-mail 送付先：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課
(bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)
- ・その他：メールの件名は「【説明会申込】enoco サウンディング調査」としてください。

(6) 対話の申込

対話エントリーシート（様式 3）に必要事項をご記入の上、E-mail で送付してください。電話、FAX、来訪による申込の受付は行いません。

- ・E-mail 送付先：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課
(bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)
- ・申込の受付期間：令和 2 年 6 月 19 日（金曜日）～ 7 月 22 日（水曜日）
- ・その他：メールの件名は「【申込書送付】enoco サウンディング調査」としてください。

(5) 対話の実施

アイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。なお、対話シート（様式4）にご説明いただく内容の要点を予め記載いただき、当日、**5部**ご持参ください。

- ・日時：**令和2年8月3日（月曜日）～8月21日（金）（10時から17時）の間で各1時間程度**（土曜日、日曜日、祝日は除きます）

※申込後、個別調整させていただきますので、多少前後する可能性があります。

- ・場所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階（予定）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、実施時期や実施方法を見直す場合があります。

(6) 対話の内容

本要領に記載の事項を踏まえ、参加いただく民間事業者等の皆さまから「3（1）求める提案の内容」に記載の項目について、予めご準備いただいた対話シート（様式4）に沿って、一括でご説明いただいた後、それを踏まえて、府側から質問等をさせていただきますながら、設定時間内で対話を行います。ただし、一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。また、提案内容等によっては、進行方法を変更する場合があります。

(7) スケジュール

時期	実施内容
6月19日（金曜日）	実施要領の公表・対話参加申込受付開始
6月19日（金曜日）～7月3日（金曜日）	質疑の受付 ※回答は7月10日（金曜日）に、文化課のホームページに掲載するほか、同日実施予定の事前説明会・現地見学会にて資料配布予定
7月10日（金曜日）	事前説明会・現地見学会 ※7月3日（金曜日）までに申込要
7月22日（水曜日）	対話参加申込締切
8月3日（月曜日）～8月21日（金曜日） ※個別調整予定のため前後する可能性有	対話の実施
9月初旬頃	結果の公表

4 留意事項 ※必ず、ご覧の上で、ご参加ください。

(1) 対話及びその取扱い

- ・対話への参加実績は、事業者公募（令和3年度実施予定）の評価に影響しません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- ・説明資料の提出は求めません。ただし、参加者として必要だと考える場合は、ご持参ください。
- ・必要に応じて追加対話（文書照会を含む）やアンケート等を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

(2) 対話に関する費用

- ・対話への参加等に要する費用については、参加者の負担とします。

(3) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、9月初旬頃、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加者に内容の確認を行います。
- ・参加者の名称及び起業ノウハウに係る内容は、原則として公表しません。ただし、情報公開請求等、関連規定に基づき、公開の対象となる場合があります。

(4) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員または当該構成員を含む団体
- ・大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・大阪府暴力団排除条例第14条第1項、第2項又は第3号に違反している事実がある者

5 連絡先

連絡先：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

電話：06-6210-9305

E-Mail：bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

6 参考資料

- (資料1) 大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例
 - (資料2) 大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例施行規則
 - (資料3) 施設内容（主なもの）
 - (資料4) 平面図
 - (資料5) 利用料金表（令和元年10月現在）
 - (資料6) 大阪府20世紀美術コレクション作品一覧
 - (資料7) 各種推移（来館者数、貸館利用率、貸館来場者数、コレクション活用点数）
 - (資料8) 令和元年度事業計画
 - (資料9) 令和元年度指定管理運営業務評価票
 - (資料10) 令和元年度収支実績
 - (資料11) 平成28年度実施指定管理者募集要項（添付資料省略）
- 参考資料1** enoco のめざすべき姿と主な役割